

瀬戸市職員の育児休業の取得要件の緩和等に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和4年9月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第30号

瀬戸市職員の育児休業の取得要件の緩和等に伴う関係規則の整備に関する規則

(瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年瀬戸市規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特別休暇) 第15条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 (1)から(10)まで <省略> (11) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。次号において同じ。）就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間	(特別休暇) 第15条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 (1)から(10)まで <省略> (11) 職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。次号において同じ。）就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

(12)から(20)まで <省略> 2から4まで <省略>	(12)から(20)まで <省略> 2から4まで <省略>
----------------------------------	----------------------------------

(瀬戸市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 瀬戸市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年瀬戸市規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定の下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(年次休暇以外の休暇)</p> <p>第5条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員（第9号及び第10号に掲げる場合にあつては、市長が定める会計年度任用職員に限る。）に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)から(15)まで <省略></p> <p>(16) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であつて当該出産の日以後<u>1年</u>を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間）の範囲内の期間</p> <p>2及び3 <省略></p>	<p>(年次休暇以外の休暇)</p> <p>第5条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員（第9号及び第10号に掲げる場合にあつては、市長が定める会計年度任用職員に限る。）に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)から(15)まで <省略></p> <p>(16) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であつて当該出産の日後<u>8週間</u>を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間）の範囲内の期間</p> <p>2及び3 <省略></p>

(瀬戸市職員の育児休業に関する規則の一部改正)

第3条 瀬戸市職員の育児休業に関する規則（平成4年瀬戸市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業条例第2条の3第3号ウの規則で定める場合)</p> <p>第3条の2 <u>育児休業条例第2条の3第3号ウ</u>の市長が規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>育児休業条例第2条の3第3号ウ</u>に規定する当該子について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合</p> <p>(2) 常態として<u>育児休業条例第2条の3第3号ウ</u>に規定する当該子を養育している当該子の親である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合 アからエまで <省略></p> <p>(3) <u>育児休業条例第3条第1号から第4号まで</u>に掲げる事情に該当した場合</p> <p>(育児休業条例第2条の4第3号の規則で定める場合)</p>	<p>(育児休業条例第2条の3第3号イの規則で定める場合)</p> <p>第3条の2 <u>育児休業条例第2条の3第3号イ</u>の市長が規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>育児休業条例第2条の3第3号イ</u>に規定する当該子について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合</p> <p>(2) 常態として<u>育児休業条例第2条の3第3号イ</u>に規定する当該子を養育している当該子の親である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合 アからエまで <省略></p> <p>(育児休業条例第2条の4第2号の規則で定める場合)</p>

<p>第3条の3 前条の規定は、育児休業条例第2条の4第3号の市長が規則で定める場合に準用する。この場合において、同条中「<u>第2条の3第3号ウ</u>」とあるのは、「<u>第2条の4第3号</u>」と、「1歳到達日」とあるのは、「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。</p> <p>(育児休業の承認の請求手続)</p>	<p>第3条の3 前条の規定は、育児休業条例第2条の4第2号の市長が規則で定める場合に準用する。この場合において、同条中「<u>第2条の3第3号イ</u>」とあるのは、「<u>第2条の4第2号</u>」と、「1歳到達日」とあるのは、「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。</p> <p>(育児休業の承認の請求手続)</p>
<p>第4条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書により行い、<u>育児休業条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き</u>、育児休業を始めようとする日の1月（次に掲げる場合は、2週間）前までに行うものとする。</p> <p>(1) <u>当該請求に係る子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合</u></p> <p>(2) <u>育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））以前の日である場合</u></p> <p>(3) <u>育児休業条例第2条の4の規定に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6か月到達日以前の日である場合</u></p>	<p>第4条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書により、育児休業を始めようとする日の1月（<u>育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合又は第2条の4の規定に該当する場合にあっては</u>、2週間）前までに行うものとする。</p>
<p>2 任命権者は、育児休業の承認の請求について</p>	<p>2 任命権者は、育児休業の承認の請求について</p>

、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。ただし、任期を定めて採用された職員が育児休業条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第5条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、育児休業条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間）前までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内に行っている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）

(2) 育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当している育児休業

(3) 育児休業条例第2条の4の規定に該当している育児休業

2 前条第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

(育児休業に係る辞令の交付)

第8条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令を交付しなければならない。

、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。ただし、非常勤職員が育児休業条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

3 育児休業条例第3条第4号の規定により再度の育児休業をしようとする職員は、第1項の規定により育児休業の承認を請求する際に育児休業等計画書を任命権者に届け出るものとする。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第5条 前条第1項及び第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

(育児休業に係る辞令の交付)

第8条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令を交付しなければならない。

<p>ただし、次の各号に規定する育児休業（第4号については、引き続き承認する育児休業に限る。）が当該育児休業に係る子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にあるものである場合にあっては、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に替えることができる。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>(4) 育児休業をしている職員について当該育児休業の承認を取り消し、<u>引き続き</u>当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認する場合</p> <p>（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる養育方法等）</p> <p>第10条 育児休業条例第8条の規定により育児短時間勤務をしようとする職員は、次条第1項の規定により育児短時間勤務の承認を請求する際に<u>育児短時間勤務計画書</u>を任命権者に届け出るものとする。</p>	<p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>(4) 育児休業をしている職員について当該育児休業の承認を取り消し、<u>引き続き</u>当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認する場合</p> <p>（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる養育方法等）</p> <p>第10条 育児休業条例第8条の規定により育児短時間勤務をしようとする職員は、次条第1項の規定により育児短時間勤務の承認を請求する際に<u>育児休業等計画書</u>を任命権者に届け出るものとする。</p>
---	---

（瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則の一部改正）

第4条 瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則（昭和39年瀬戸市規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当の支給)</p> <p>第8条 <省略></p> <p>2から7まで <省略></p> <p>8 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p>	<p>(期末手当の支給)</p> <p>第8条 <省略></p> <p>2から7まで <省略></p> <p>8 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p>

<p>(1) <省略></p> <p>(2) <u>育児休業法第2条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間</u></p> <p>ア <u>当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業</u></p> <p>イ <u>当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業</u></p> <p>(3)から(7)まで <省略></p> <p>9から11まで <省略></p> <p>第12条 <省略></p> <p>2及び3 <省略></p> <p>4 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <u>育児休業法第2条の規定により育児休業（第8条第8項第2号ア及びイに掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間</u></p> <p>(3)から(12)まで <省略></p>	<p>(1) <省略></p> <p>(2) <u>育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である職員を除く。）として在職した期間については、その2分の1の期間</u></p> <p>(3)から(7)まで <省略></p> <p>9から11まで <省略></p> <p>第12条 <省略></p> <p>2及び3 <省略></p> <p>4 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <u>育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である職員を除く。）として在職した期間</u></p> <p>(3)から(12)まで <省略></p>
---	--

5から7まで <省略>

5から7まで <省略>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

(瀬戸市職員の育児休業に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の日前に育児休業の承認の請求を行った者に対するこの規則による改正前の瀬戸市職員の育児休業に関する規則（以下「旧規則」という。）第4条第3項の規定及び育児短時間勤務の承認の請求を行った者に対する旧規則第10条の規定については、なお従前の例による。